

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(条例第6条第1項第3号の規則で定める者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない</p> <p>(1) 定款 _____</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(条例第6条第1項第3号の規則で定める者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない</p> <p>(1) 定款 <u>又は寄付行為</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等)</p> <p>第4条 条例第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第3項の規定による指示措置等として行う土地の埋立て等又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等</u></p> <p><u>(5) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第36条第1項の規定により知事又は県内の市町村の長が定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等</u></p> <p><u>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が行う土地の埋立て等(当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。)</u></p>	<p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等)</p> <p>第4条 条例第6条第1項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理す</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工を管理</p>

る者(以下「施工管理者」という。)の_____氏名及び電話番号とする。

3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 略

(2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。_____第8条第3項第1号において同じ。)(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(3) 土地所有者一覧表

(4) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(5) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面

(6) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

(7) 施工管理者であることを証する書面

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)

(9) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)

(10) 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の2)

(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図

(12) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(13) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書

(15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図

する者(以下「施工管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号とする。

3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 略

(2) 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。第6号及び第8条第3項第1号において同じ。)(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

(4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面

(5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

(6) 施工管理者の住民票の写し

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)

(8) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)

(9) 土砂等の発生から処分までのフローシート

(10) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

(11) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書

(16) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

(18) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(19) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(20) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(21) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類

(22) 申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

(23) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第17号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前号の規定により作成した試料_____は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)

(15) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(16) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(18) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験の結果に関する書類

(19) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第14号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により_____行うこと。

<p>5 <u>第3項第18号</u>に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料_____は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により<u>計量を行い、かつ、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定</u>を行うこと。</p>	<p>5 <u>第3項第15号</u>に規定する埋立て等区域に係る表土の土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料<u>の計量</u>は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により_____を行うこと。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する<u>土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準値である</u>こととする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第7条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する_____こととする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>
<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 申請者_____の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 施工管理者を変更する場合にあつては、施工管理者であることを証する書面</u></p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 申請者<u>又は施工管理者</u>の住所又は氏名の変更の場合にあつては、住民票の写し</p> <p>(2) 略</p>

<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届(様式第13号)に<u>次に掲げる</u>書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた者の地位を承継した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書</u></p> <p>(3) <u>許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書</u></p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、土地の埋立等地位承継届(様式第13号)に<u>承継の事実を証する</u>書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p>
<p>(帳簿への記載)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 埋立て等区域の位置<u> </u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>土砂等発生元ごとの申請量</u></p> <p>(5) 搬入時刻</p> <p>(6) 搬入車両登録番号</p> <p>(7) 搬入業者の名称</p> <p>(8) 運転者氏名</p> <p>(9) 数量</p> <p>(10) 土砂等の積込み場所</p> <p>(11) <u>搬入済量</u></p> <p>(12) 施工作業の内容</p> <p>(13) その他埋立て等の施工に必要な事項</p>	<p>(帳簿への記載)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 埋立て等区域の位置<u>及び面積</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 搬入時刻</p> <p>(5) 搬入車両登録番号</p> <p>(6) 搬入業者の名称</p> <p>(7) 運転者氏名</p> <p>(8) 数量</p> <p>(9) 土砂等の積込み場所</p> <p>(10) 施工作業の内容</p> <p>(11) その他埋立て等の施工に必要な事項</p>
<p>(土壌の調査等)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(土壌の調査等)</p> <p>第13条 略</p>

<p>2 前項の調査は、知事の指定する職員の立会いの<u>上</u>，行わなければならない。</p> <p>3 条例第15条の規定による報告は、<u>土壤調査結果報告書(様式第15号の2)</u> _____に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により採取した試料ごとの<u>土壤調査試料採取報告書及び</u>地質分析結果証明書</p>	<p>2 前項の調査は、知事の指定する職員の立会いの<u>うえ</u>，行わなければならない。</p> <p>3 条例第15条の規定による報告は、<u>土壤の調査の試料ごとの土壤調査試料採取報告書</u>に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により採取した試料ごとの _____地質分析結果証明書</p>
<p>(書類の提出部数)</p> <p>第16条 条例及びこの規則により知事に提出する<u>書類の部数は、3部</u>とする。</p>	<p>(書類の提出部数)</p> <p>第16条 条例及びこの規則により知事に提出する<u>書類は、正副2通</u>とする。</p>

新	旧								
<p>別表第1 (第6条第4項第4号, 第6条第5項第4号, 第7条第1項, 第7条第3項関係) (略)</p>	<p>別表第1 (第6条第4項第4号, 第6条第5項第4号, 第7条第1項, 第7条第3項関係) (略)</p>								
<p>別表第1の2 (第6条第4項第4号, 第6条第5項第4号関係)</p>	<p>(新設)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="56 406 280 454">項目</th> <th data-bbox="280 406 638 454">基準値</th> <th data-bbox="638 406 1108 454">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="56 454 280 542">水素イオン濃度指数</td> <td data-bbox="280 454 638 542">4以上9未満</td> <td data-bbox="638 454 1108 542">地盤工学会基準JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	測定方法	水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」			
項目	基準値	測定方法							
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」							
<p>別表第2 (第7条第4項関係)</p>	<p>別表第2 (第7条第4項関係)</p>								
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>								
<p>3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の<u>勾配</u>は, 次の表のとおりとする。</p>	<p>3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の<u>こう配</u>は, 次の表のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="56 917 392 965">土地の埋立て等の高さ</th> <th data-bbox="392 917 1108 965">のり面の勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="56 965 392 1173"><u>盛土又は堆積にあっては10メートル以下, 埋立てにあっては原則10メートル以下(安定計算により安全が確認された場合にあっては, 知事が認める高さ)</u></td> <td data-bbox="392 965 1108 1173">垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の<u>勾配</u></td> </tr> </tbody> </table>	土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配	<u>盛土又は堆積にあっては10メートル以下, 埋立てにあっては原則10メートル以下(安定計算により安全が確認された場合にあっては, 知事が認める高さ)</u>	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の <u>勾配</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 917 1456 965">土地の埋立て等の高さ</th> <th data-bbox="1456 917 2172 965">のり面のこう配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 965 1456 1173"><u>10メートル以下</u></td> <td data-bbox="1456 965 2172 1173">垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の<u>こう配</u></td> </tr> </tbody> </table>	土地の埋立て等の高さ	のり面のこう配	<u>10メートル以下</u>	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の <u>こう配</u>
土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配								
<u>盛土又は堆積にあっては10メートル以下, 埋立てにあっては原則10メートル以下(安定計算により安全が確認された場合にあっては, 知事が認める高さ)</u>	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の <u>勾配</u>								
土地の埋立て等の高さ	のり面のこう配								
<u>10メートル以下</u>	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)以上の <u>こう配</u>								
<p>4～8 略</p>	<p>4～8 略</p>								

別表3 (第7条第5項関係)

交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の<u>上</u>、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の<u>上</u>、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p><u>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</u></p> <p><u>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</u></p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p> <p><u>3 埋立て等区域の地耐力（地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。）については、支持力を評価する試験にあっては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあっては室内土質試験等をそれぞれ1箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことの試験については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したものにより代えることができる。</u></p>

別表3 (第7条第5項関係)

交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の<u>うえ</u>、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の<u>うえ</u>、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p> <p><u>3 埋立て等区域の地耐力について平板載荷試験（地盤の支持力を評価する試験をいう。）を1箇所以上行うこと。</u></p>

新

様式第1号

様式第1号(第3条第2項関係)

土壤汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金,基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
- (2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書, 財産目録, 損益計算書及び貸借対照表

旧

様式第1号

様式第1号(第3条第2項関係)

土壤汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金,基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
- (2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款 又は寄付行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書, 財産目録, 損益計算書及び貸借対照表

様式第2号(表)

様式第2号(第6条第1項関係)

(表)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名	電話番号

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

様式第2号(表)

様式第2号(第6条第1項関係)

(表)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住所	氏名 電話番号

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

様式第2号(裏)

(裏)

添付書類	1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
	2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
	3 <u>土地所有者一覧表</u>
	4 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
	5 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
	6 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
	7 <u>施工管理者であることを証する書面</u>
	8 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
	9 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
	10 土砂等の発生から処分までのフローシート <u>(様式第4号の2)</u>
	11 <u>土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図</u>
	12 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	13 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
	14 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、 <u>計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書</u>
	15 <u>土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図</u>
	16 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
	17 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
	18 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
	19 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	20 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
	21 埋立て等区域の地耐力について行った <u>平板載荷試験</u> 等の結果に関する書類
	22 <u>申請者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u> 又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
	23 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)	

様式第2号(裏)

(裏)

添付書類	1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
	2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。 <u>6において同じ。</u>)(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
	3 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
	4 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
	5 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
	6 <u>施工管理者の住民票の写し</u>
	7 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
	8 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
	9 土砂等の発生から処分までのフローシート
	10 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	11 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
	12 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書
	13 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
	14 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
	15 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
	16 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	17 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を要する行為を受けたことを証する書類
	18 埋立て等区域の地耐力について行った <u>平板載荷試験</u> の結果に関する書類
	19 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
茨城県収入証紙 <u>はり付け</u> 欄(消印しないこと。)	

様式第3号 (第6条第3項第7号関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発 生 元 事 業 者 名	搬 入 計 画					
	予 定 量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	発 生 場 所
			～	～		
合 計						

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。

様式第 3 号

様式第3号 (第6条第3項第8号関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発 生 元 事 業 者 名	搬 入 計 画						
	予 定 量 m ³	搬入流量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	発 生 場 所
				～	～		
合 計							
予 定 容 量	m ³						

備考 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。
 2 変更許可申請時においては、既に許可を受けている発生元事業者名を全て記載し、搬入流量欄には変更許可申請時の搬入済量を記載すること。また、搬入が完了した発生元については搬入済量の数値の右側に「完了」と記載すること。ただし、搬入済量が予定量を超えている場合には、理由書を提出すること。
 3 搬入継続中の発生元の予定量と搬入が完了した発生元の搬入済量の合計は、予定容量を超えてはならないこと。

様式第3号

様式第4号

様式第4号(第6条第3項第9号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

様式第4号

様式第4号(第6条第3項第8号関係)

土砂等発生元等証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所 _____

土砂等の発生者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。

様式第4号の2

(新設)

様式第4号の2(第6条第3項第10号関係)

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発注者

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

3 一次下請(土工事)

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

4 下請(運搬)

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
工 事 施 工 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第5号

様式第5号(第6条第3項第17号, 第6条第3項第18号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第17号
第6条第3項第18号
第13条第3項 に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 1 この報告書は, 土壤調査試料を採取した者が作成すること。
2 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第5号

様式第5号(第6条第3項第14号, 第6条第3項第15号, 第13条第3項関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印
(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)

第6条第3項第14号
第6条第3項第15号
第13条第3項 に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第6号

様式第6号(第6条第3項第17号, 第6条第3項第18号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書					
廠		年 月 日			
分析機関名		印			
代表者		印			
所在地		印			
電話番号		印			
環境計量士		印			
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、 計量した結果等 を次のとおり証明します。					
(検体番号)					
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l	不検出		日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
りん有機磷	mg/l	不検出		昭和49環告第64号付表1, 日本工業規格 K0102 31.1のガスロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l	0.05	0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒素	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l	不検出		昭和46環告第59号付表2, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l	不検出		昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02	0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l	0.03	0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l	0.006	0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l	0.003	0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l	0.02	0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
ベンゼン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3	
ふっ素	mg/l	0.8	0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l	1	1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg	125		
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状	色		におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

様式第6号

様式第6号(第6条第3項第14号, 第6条第3項第15号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書					
廠		年 月 日			
分析機関名		印			
代表者		印			
所在地		印			
電話番号		印			
環境計量士		印			
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、 計量した結果 を次のとおり証明します。					
(検体番号)					
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l	不検出		日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
りん有機磷	mg/l	不検出		昭和49環告第64号付表1, 日本工業規格 K0102 31.1のガスロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l	0.05	0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒素	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l	不検出		昭和46環告第59号付表2, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l	不検出		昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02	0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l	0.03	0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l	0.006	0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l	0.003	0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l	0.02	0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2	
ベンゼン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3	
ふっ素	mg/l	0.8	0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l	1	1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	ひ 砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg	125		
検体の性状	形状	色		におい	
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。

様式第7号（裏面）

（裏）

茨城県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）

様式第7号（裏面）

（裏）

茨城県収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）

様式第8号

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		

備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。)

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。

様式第8号

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		

備考 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。)

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。

第13号

様式第13号(第10条関係)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 許可を受けた者の地位を承継した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

第13号

様式第13号(第10条関係)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び 許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第15号 (第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日 () 印

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
埋立て等区域の位置

記録者氏名
面積

搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

施工作业の内容

その他埋立て等の施工に必要な事項

様式第15号

様式第15号 (第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日 () 印

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
埋立て等区域の位置

記録者氏名
土砂等発生元ごとの申請量

搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
搬 入 済 量				小 計	異 計

施工作业の内容

その他埋立て等の施工に必要な事項

様式第15号

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書の箇所ごとに作成すること。

様式第15号の2

様式第15号の2(第13条第3項関係)

土壤調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により、次のとおり土壤の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
埋立て等の区域	
報告にかかる試料数	

備考 土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号)を添付すること。

新設